

**ペルー鉱業探鉱活動における環境保護規則 2023年3月版**  
**(大統領令 Decreto Supremo N° 042-2017-EM)**

2023年8月

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

## はじめに

本レポートは、2023年3月に公示された鉱業探鉱活動における環境保護規則（大統領令 Decreto Supremo N° 042-2017-EM）を機構リマ事務所が仮訳したものです。機構はこの和訳の内容について、正確を期すよう最大限の努力をしているものの、この和訳を利用したことによるいかなる損害に対しても責任を負いません。

また、本和訳は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会についてはその原文において行われるようお願いいたします。仮に、本和訳と原文との間で内容に齟齬があった場合には、原文が正しいものとします。原文については、巻末の「原著」に記載されたウェブページの URL をご参照ください。

本レポートが、ペルーでの鉱業投資の検討に際しお役に立てば幸いです。

令和5年8月  
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
金属企画部調査課

# ペルー鉱業探鉱活動における環境保護規則 2023年3月版

## (大統領令 Decreto Supremo N°042-2017-EM)

### 目次

はじめに .....	i
目次 .....	ii
序章：定義 .....	1
第 I 章 一般規定 .....	4
第 1 条 目的 .....	4
第 2 条 目標 .....	4
第 3 条 適用範囲 .....	4
第 4 条 管轄機関 .....	4
第 5 条 鉱業権者の責任と義務 .....	4
第 6 条 関連プロジェクト .....	5
第 7 条 湿地や高地湿地帯における探鉱 .....	5
第 8 条 環境の質 .....	5
第 9 条 土地の利用 .....	5
第 II 章 鉱業探鉱活動 .....	6
第 10 条 地質調査 .....	6
第 11 条 鉱業探鉱活動の分類 .....	6
第 12 条 航空輸送 .....	6
第 13 条 パイロットプラント .....	6
第 14 条 権利の移行・譲渡 .....	7
第 15 条 環境対策実施の妨害 .....	7
第 III 章 鉱業探鉱活動に適用される技術対策 .....	8
第 16 条 適用範囲 .....	8
第 17 条 施設の建設と管理 .....	8
第 18 条 地表の流水管理 .....	8
第 19 条 除去される有機質土の取り扱い .....	9
第 20 条 粒子状物質の発生対策 .....	9
第 21 条 地表水や地下水の取扱いと保護 .....	9
第 22 条 ボーリング泥水の取扱いと最終処分 .....	10
第 23 条 生活・産業排水の管理 .....	10
第 24 条 生活・産業・危険固形廃棄物の管理と最終処分 .....	10
第 25 条 化学物質・危険物質の管理と特徴 .....	11
第 26 条 動植物種や生態系の保護・保全 .....	11
第 27 条 探鉱前や探鉱中に特定・推定される遺跡・考古学エリア等人類学的関心対象エリアの保護・保全 .....	11
第 28 条 氷河近傍における活動 .....	12

第 29 条	活動のモニタリング・管理	12
第 30 条	緊急対応策	12
第 31 条	段階的閉鎖の優先	12
第 32 条	コミュニティ・リレーションズ	12
第 IV 章	環境評価手続き	13
第 1 節	一般規定	13
第 33 条	環境影響評価システム (SEIA) 対象の探鉱プロジェクト	13
第 34 条	環境調査の作成	13
第 35 条	技術ガイドラインと必要事項 (TOR)	13
第 36 条	環境調査の審査基準	13
第 37 条	意見参照機関	14
第 38 条	環境調査承認プロセスにおける市民参加	14
第 39 条	工程表	14
第 40 条	行政の沈黙 (無回答)	15
第 2 節	環境調査票 (FTA)	15
第 41 条	環境調査票 (FTA)	15
第 42 条	FTA の内容と提出	15
第 43 条	FTA の審査	16
第 44 条	FTA 適用対象となる探鉱プロジェクトへの市民参加	16
第 3 節	環境影響申告 (DIA)	17
第 45 条	DIA の内容	18
第 46 条	DIA 承認申請の提出	18
第 47 条	DIA の審査	18
第 48 条	DIA 審査プロセスにおける意見参照機関	19
第 49 条	DIA に対する指摘事項の修正回答	19
第 4 節	環境影響調査	19
第 50 条	EIA-sd の内容	19
第 51 条	EIA-sd 承認申請の提出	19
第 52 条	EIA-sd の審査	20
第 53 条	EIA-sd 審査プロセスにおける意見参照機関	20
第 5 節	変更	20
第 54 条	探鉱プロジェクトの変更	20
第 55 条	申請の提出時期	21
第 56 条	事前連絡	21
第 57 条	意見参照機関の介入を必要とする変更	21
第 58 条	過去に探鉱活動が行われたエリアにおけるプロジェクトの実施	21
第 59 条	環境調査承認済み探鉱プロジェクトのカテゴリー変更	22
第 V 章	探鉱活動の閉鎖	23
第 60 条	閉鎖義務	23
第 61 条	段階的閉鎖	23

第 62 条	閉鎖作業からの除外 .....	23
第 63 条	活動の停止 .....	24
第 64 条	最終閉鎖及び閉鎖後段階 .....	24
第 65 条	開発段階への移行 .....	25
第 66 条	開発段階への移行申請 .....	25
第 67 条	探鉱坑道を伴う探鉱活動の閉鎖と保証 .....	25
第 68 条	探鉱プロジェクトの閉鎖報告書 .....	26
第 VI 章	監督・監査・罰則 .....	27
第 69 条	監督・監査・罰則 .....	27
第 70 条	環境監査機関による要請事項 .....	27
第 71 条	情報の送付 .....	27
最終補完規定	.....	28
移行補完規定	.....	28
添付	.....	30
添付 I	.....	31
添付 II	.....	33
原著	.....	34
参考文献	.....	34

ANA : 水資源庁 (Autoridad Nacional del Agua)  
DAC : 年次報告書 (Declaración Anual Consolidada)  
DGAAM : 鉱業環境総局 (Dirección General de Asuntos Ambientales Mineros)  
DIA : 環境影響申告 (Declaración de Impacto Ambiental)  
DGM : 鉱山総局 (Dirección General de Minería)  
ECA : 環境基準 (Estándar de Calidad Ambiental)  
EIA : 環境影響調査 (Estudio de Impacto Ambiental)  
EIA-sd : 環境影響概要調査 (Estudio de Impacto Ambiental Semidetallado)  
EVAP : 事前審査 (Evaluación Preliminar)  
FTA : 環境調査票 (Ficha Técnica Ambiental)  
GORE : 州政府 (Gobierno Regional)  
INGEMMET : 地質鉱業冶金研究所 (Instituto Geológico, Minero y Metalúrgico)  
IPEN : ペルー原子力研究所 (Instituto Peruano de Energía Nuclear)  
LMP : 最大許容値 (Limite Máximo Permisible)  
LPAG : 一般行政手続法 (Ley del Procedimiento Administrativo General)  
MINAM : 環境省 (Ministerio del Ambiente)  
MINEM : エネルギー鉱山省 (Ministerio de Energía y Minas)  
MTC : 運輸通信省 (Ministerio de Transporte y Comunicaciones)  
OEFA : 環境評価監査庁 (Organismo de Evaluación y Fiscalización Ambiental)  
OSINERGMIN : エネルギー鉱業投資監督庁 (Organismo Supervisor de la Inversión en Energía y Minería)  
SEIA : 環境影響評価システム (Sistema Nacional de Evaluación del Impacto Ambiental)  
SERFOR : 森林・野生動物庁 (Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre)  
SERNANP : 自然保護区管理庁 (Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)  
SINEFA : 環境評価監査システム (Sistema Nacional de Evaluación y Fiscalización Ambiental)  
SENACE : 持続可能環境投資許可庁 (Servicio Nacional de Certificación Ambiental para las Inversiones Sostenibles)  
SUNARP : 国家登記庁 (Superintendencia Nacional de los Registros Públicos)

## 序章：定義

本規則における用語の定義を以下に示す。

1. **地下水 (Aguas Subterráneas)** : 帯水層に存在する水、または帯水層の高所から低所に向かいゆっくりと流れる水。
2. **調査エリア・活動エリア (Área de Estudio o Actuación)** : ベースライン調査を始めとする調査や活動が実施されるエリア。活動エリアには、影響下エリア、管理エリア、環境補償エリアが含まれるものとする。
3. **実行エリア (Área Efectiva)** : 以下の鉱業設備によって構成される地理的スペース。
  - －**鉱業活動エリア (Área de Actividad Minera)** : 鉱床の確認を目的とする鉱業探鉱活動そのものが実施されるエリア。
  - －**鉱業利用エリア (Área de Uso Minero)** : キャンプ地、パイロットプラント、アクセス道等の補助設備からなる、鉱業探鉱とは直接的な関連を持たない活動が実施されるエリア。
4. **直接影響下エリア (Área de Influencia Directa)** : プロジェクトあるいは鉱業ユニットが位置するエリアで、その主要設備が存在する地域と、鉱業活動期間における直接的影響を受ける地域の双方を合わせた範囲。
5. **間接影響下エリア (Área de Influencia Indirecta)** : 直接影響下エリアの範囲外にあるが、プロジェクトの環境調査に定められる設備によって活動期間中に間接的な環境影響や社会的影響を受ける地域。
6. **地質調査 (Cateo y Prospección)** : 大統領令 DS014-92-EM で承認された鉱業一般法によって定義される鉱業活動。環境認定書を必要としない。
7. **環境認定書 (Certificación Ambiental)** : 管轄機関が公布する、環境調査の承認決議。プロジェクトの提案が環境影響評価システム (SEIA) に定められる要件を満たしていることを証明する。本決議において、管轄機関は、鉱業プロジェクトが環境的側面から実行可能であることを宣言するほか、環境調査やその修正書に基づく鉱業権者の全ての義務事項や承認後のプロセス等を示す。
8. **探鉱段階における鉱業設備 (Componente Minero)** : 鉱業探鉱活動の実施に必要なインフラ、設備、サービス。
  - a) **主要設備** : 試錐座、トレンチ、探鉱坑道等、鉱床の規模や、鉱物・地理・地質的特

徴の確認作業に直接関わる設備<sup>1</sup>。

b) **補助・副次的・サービス設備**：アクセス道、倉庫、堆積場、キャンプ地等、主要設備の目的や機能を補完する設備。

9. **環境影響申告 (DIA, Declaración de Impacto Ambiental)**：軽度の環境負荷発生が予測される鉱業探鉱プロジェクトの環境調査。

10. **脆弱な生態系 (Ecosistemas frágiles)**：砂漠、半乾燥地、山岳地帯、沼地、高地湿地帯、湾岸、小島、湿地、アンデス山岳湖、沿岸部ロマス植生帯、霧雨林、残存森林等によって構成される。(環境一般法 (法第 28611) 第 99 条)

11. **鉱業探鉱 (Exploración Minera)**：鉱床の規模、位置、鉱物学的特徴、埋蔵量、価値を確認するための活動。

12. **環境影響概要調査 (EIA-sd, Estudio de Impacto Semidetallado)**：中程度の環境負荷が予測される鉱業探鉱プロジェクトの環境調査。

13. **環境対策戦略 (Estrategia de Manejo Ambiental)**：環境影響調査 (EIA) の構成要素。鉱業権者が環境対策計画、緊急対応計画、コミュニティ関係計画、閉鎖計画、中止計画等の策定・追跡・内部管理において考慮すべき条件を定める。

14. **環境影響評価 (Evaluación de Impacto Ambiental)**：鉱業探鉱活動によって発生しうる環境負荷の防止・低減・緩和・修復・補償 (必要な場合)・報告や、ポジティブな影響の特定・評価・強化を目的とした、市民参加型の行政プロセス。

15. **河岸 (Fajas Marginales)**：自然または人工の水源の表面辺縁に位置する公有地。河岸 (左岸、右岸または両岸) の面積は、水資源を管理する行政機関によって定められるものとする。

16. **環境調査票 (FTA, Ficha Técnica Ambiental)**：環境影響評価システム (SEIA) を補完する環境評価手続きで、その位置や特徴によって、環境に対する負荷が極めて低いことが予測される鉱業探鉱プロジェクトに適用される。

17. **環境政策 (Gestión Ambiental)**：鉱業活動関連の利益、見通しや資源の管理と、国家環境政策の目標管理を目的とした一連の指針・技術的規則・活動等によって構成される永続的・継続的プロセス。

---

<sup>1</sup> 2020 年の改正 (大統領令 019-2020-EM) 前は試掘 (Calicata) も主要設備に入っていたが、改正後は第 10 条の地質調査 (DIA などが必要ない活動) に含まれることになった。



18. **湿地 (Humedal)** : 自然または人工的な淡水や海水によって、永続的あるいは一時的に冠水あるいは飽和し、様々な生物による独特の生息地となって生態系に寄与している地帯。
19. **ベースライン (Línea Base)** : プロジェクト実施前の活動エリアの状態。探鉱プロジェクトの活動エリアにおける社会環境的特質・特徴や、存続に影響が及ぶ可能性のある自然リスク等についての詳細状況を含む。ベースライン情報は、探鉱プロジェクトの対象範囲や特性、リスク、必要事項 (TOR) に定められる要請事項に対応するものでなければならない。
20. **住民参加 (Participación Ciudadana)** : 住民が、個人または集団単位で、鉱業探鉱活動の環境調査の承認・修正・更新に関する公的プロセスにおいて、責任や信義原則に基づく意見、質疑、寄与等を通じて介入するプロセス。住民参加プロセスは公的かつ柔軟性、社会的包摂性や多文化交流性を有するプロセスでなければならない。
21. **パイロットプラント (Planta Piloto)** : 商業目的ではなく、将来の操業における最適な冶金のパラメータの調査や確認を目的とした試験を実施するための設備。
22. **情報プラットフォーム (Plataforma Informática)** : 鉱業探鉱に適用される環境評価手続きのインターネット経由の提出プラットフォームで管轄機関が所管する。
23. **必要事項 (TOR, Terminas de Referencia)** : 環境調査の内容や対象範囲について提案したもので、プロジェクトの特性に応じて、その依頼や計画にあたり指針や指示事項を明確にするもの。
24. **鉱業権者 (Titular Minero)** : 鉱区の名義人あるいは譲受人である自然人または法人で、環境認定書をはじめ、管轄機関により要請される許可、ライセンス、認可の取得後に実際に鉱業探鉱活動を実施する者。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> なお Estudio Ambiental は環境調査、Instrumento de Gestión Ambiental (IGA) は環境評価手続きと訳した。

## 第 I 章 一般規定

### 第 1 条 目的

本規則の目的は、ペルー国憲法、環境一般法（法律 28611）、環境政策システム法（法律 28245）、環境影響評価システム法（法律 27446）及び大統領令 DS019-2009-EM により承認された同法施行細則、大統領令 DS014-92-EM により承認された鉱業一般法その他法規則、改正法、代替規則に定められる現行の環境法規に基づき、鉱業探鉱活動の環境的側面を規定することである。

### 第 2 条 目標

本規則の目標は、鉱業探鉱活動、閉鎖活動、閉鎖後対策によってもたらされる環境負荷の防止、縮小、緩和、再生、修復、補償に関する環境法規の履行を保証することである。

### 第 3 条 適用範囲

3.1 本規則は、大統領令 DS014-92-EM により承認された鉱業一般法第 8 条第 1 段落に示される鉱業探鉱活動、即ち一次的な鉱床や、ズリ・廃滓などの副次鉱床の規模、位置、鉱物学的特徴、埋蔵量、価値を確認・証明することを目的とした活動において適用される具体的な環境規則を定めるものである。

3.2 本規則は、別途特定の規則の対象となる小規模鉱業・零細鉱業には適用されない。ただし、（小規模・零細鉱業向けの）特定規則に定められていない事項については、例外的に本規則が適用されるものとする。

### 第 4 条 管轄機関

4.1 エネルギー・鉱山省は、鉱業環境総局（DGAAM）を通じて、環境管轄機関として大規模・中規模鉱業の鉱業権者による鉱業探鉱活動の環境調査の審査・承認プロセスを担う。

4.2 環境評価監査庁（OEFA）は環境評価監査システム（SINEFA）の管轄機関であり、環境評価監査システム法（法律 2932）およびその他補完・改正法規に基づき、大規模・中規模鉱業やその鉱業権者による鉱業活動の環境面における評価・監督・監査・管理・罰則を担う。

4.3 持続可能環境投資許可庁（SENACE）は、SENACE 設立法（法律 29968）に定められる権限移行プロセスに基づき、鉱業探鉱プロジェクトの分類や、環境影響調査（EIA）の審査・承認を担う。

### 第 5 条 鉱業権者の責任と義務

- a. 鉱業権者は、実施中または実施済みの鉱業探鉱活動における固形廃棄物や汚染物質の排出・流出・処理や、環境に害をもたらしうる行為による環境負荷に対する責任を負う。

- b. 鉱業権者は、現行の環境法規や環境監査機関による行政命令に加えて、管轄機関により承認された環境評価手続きに示される義務や責任を履行しなければならない。これらは、監査対象となる鉱業権者の環境義務である。
- c. 自らの活動によって発生する環境への影響や負荷に応じて、防止・管理・モニタリング・緩和・修復・修正し、補償するための対策や手法を適用しなければならない。

## 第6条 関連プロジェクト

同一の鉱業権者あるいは、直接または間接的な参加方式によるパートナー関係や関連性を持つ複数の鉱業権者が、財務管理、経営、管理、資本、議決権その他のメカニズムにおいて、相手の鉱業権者に対し優位な影響力を行使する状況において、これらの鉱業権者が、同一エリアで複数の探鉱活動を計画する場合、これらは環境評価手続きの適用下において単一のプロジェクトとみなされる。

本条の適用に際し、共同または単体で以下の状況にある2件以上のプロジェクトは、これらの状況を否定する証拠が示されない限り、同一エリアに存在するものとみなされる<sup>3</sup>。

- 1) 同一の小流域に位置している。
- 2) ひとつのプロジェクトの存在が、別のプロジェクトに相乗的または追加的な環境負荷をもたらしている。
- 3) 鉱床の地質的性質が類似している。

## 第7条 湿地や高地湿地帯における探鉱

高地湿地帯、湿地その他の脆弱な生態系エリアでは、アクセス道敷設や材料、廃棄物、その他あらゆる物質の設置を含む一切の探鉱活動を実施することはできない。

## 第8条 環境の質

鉱業探鉱プロジェクトの実施期間中は、生活／産業排気・排出物の量や質を管理して最大許容値（LMP）を遵守すると共に、環境基準（ECA）やプロジェクトの基礎レベル、ベースライン等に基づき、周辺地域への環境負荷の防止対策を実施しなければならない。

## 第9条 土地の利用

本規則の適用に基づく環境評価手続きの承認決議は、鉱業権者に対して、土地の利用・所有・享受・活用その他の権利を付与するものではない。土地に関連する権利は、別途特定の法規により規定される。

---

<sup>3</sup> 本行以降が2020年の改正で追加された。

## 第 II 章 鉱業探鉱活動

### 第 10 条 地質調査

10.1 地質調査、物理探査、地質工学調査、地質化学調査、地形図作成、表層の小規模な岩石や鉱物サンプル採取を、溝、試掘<sup>4</sup>、トレンチその他類似の手法により、携帯可能な探査機材を用いて、人や車両移動により土地表面を傷つけることなく実施できる活動に関しては、活動開始前に環境認定書を取得する必要はない。地質調査には、試錐は含まないものとする。

10.2 地質調査では、地域住民の権利を尊重し、地域の社会経済活動や文化に与える負の影響を回避または最小限に留めるため必要な対策を講じなければならない。

### 第 11 条 鉱業探鉱活動の分類

11.1 鉱業探鉱活動は、環境影響評価システム（SEIA）法及び同法の施行細則や補完規則に基づいて分類される。

11.2 プロジェクトの事前分類は、本規則の添付に示される通りである。添付に示されない環境影響評価システム（SEIA）対象の探鉱プロジェクトに関しては、事前審査（EVAP）が申請されなければならない。

11.3 本規則添付の分類表に合致しないプロジェクトや、プロジェクトや周辺環境の特性により添付の分類にそぐわないと判断される案件は、管轄機関によって分類される。この場合、鉱業権者は環境影響評価システム（SEIA）法施行細則第 41 条に示される手続に従うものとする。

### 第 12 条 航空輸送

鉱業探鉱プロジェクトにおいて試錐機材や人員の搬入・搬出で航空輸送が必要な場合、鉱業権者はヘリポートを建設できる。ヘリポート建設については、環境評価手続きまたはその修正書内において、建設、運営、飛行頻度等を申告し、周辺住民に対し住民参加メカニズムを通じた情報提供を実施しなければならない。

### 第 13 条 パイロットプラント

13.1 パイロットプラントの操業期間は、活動工程表に定めるものとし、所属する探鉱プロジェクトの有効期間内に管轄機関へ期間延長を連絡することにより延長できる。

13.2 有効な環境認定書を有するパイロットプラントや、パイロットプラントとして機能す

---

<sup>4</sup> 2020 年の改正で溝（Canales）、試掘（Calicata）、トレンチ等が地質調査に加わった。（改正前、トレンチ探鉱等は DIA をはじめとする環境調査が必要であった。）

るよう整備された施設が、新たな探鉱プロジェクトの一部として利用される場合、新たな環境認定書を取得する必要はないものとする。この場合、新たなプロジェクトの環境調査とその一部をなす閉鎖計画書の中で、プラントについて申告する必要がある。また、プラントは当初の技術的条件を維持しなければならない。

13.3 パイロットプラント設備は、探鉱段階の閉鎖活動の対象となる。

13.4 探鉱段階におけるパイロットプラントの処理プロセスによる生産物の商取引は禁止される。

13.5 固形廃棄物は、所定の法規則に基づく適切な処分場で処理されなければならない。

#### **第 14 条 権利の移行・譲渡**

14.1 鉱業権者が、1 件以上の鉱業権を移行・譲渡する場合、鉱業権の付与や譲渡を受ける者は、その時点から、承認済みの環境評価手続きや現行法規に基づく元の鉱業権者の全ての環境責任や義務を、規定の期間内において履行しなければならない。

14.2 鉱業権者が、単一の環境評価手続きのみによって承認された探鉱プロジェクトの鉱区の一部を移行・譲渡する場合、鉱業権者は移行プロセスの完了後、移行・移譲された設備を除いた形で、環境調査を修正しなければならない。一方、鉱業権の移行・譲渡を受けた者は、独立した形で活動を実施するために、別途、新たな環境評価手続きを実施しなければならない。

14.3 鉱業権を移行・譲渡する鉱業権者は、国家登記庁（SUNARP）への登録後 30 営業日以内に、管轄機関、環境評価監査庁（OEFA）及びエネルギー鉱業投資監督庁（OSINERGMIN）に情報プラットフォーム経由でその事実を報告しなければならない。

#### **第 15 条 環境対策実施の妨害**

15.1 鉱業探鉱活動の実施エリアにおける管理・緩和・再生作業を意図的または過失的に妨害する全ての人物は、法的責任に加えて、探鉱活動によってもたらされた健康や環境、資産への損害に対する責任を負う。

15.2 このような妨害行為を受けた鉱業権者は、管轄機関に対し、その証拠と共に前項に示される環境対策の再開について適宜報告しなければならない。一方、管轄機関は環境評価監査庁（OEFA）やエネルギー鉱業投資監督庁（OSINERGMIN）に対してこれらの報告を伝える。さらに鉱業権者は、妨害行為についてペルー国家警察及び検察庁に告発し、確認作業や責任者の特定が行われなければならない。不可抗力の事実が確認された場合、OEFA 及び／または OSINERGMIN はその事実を監査報告書に記録するものとする。一方で、通常の監査業務は継続される。

### 第 III 章 鉱業探鉱活動に適用される技術対策

#### 第 16 条 適用範囲

鉱業権者は、鉱業探鉱活動の一環として、少なくとも本章に定められる対策を履行しなければならない。鉱業権者は、活動エリアの状況やプロジェクトの性質に応じた対策を環境評価手続の中を含めなければならない<sup>5</sup>。

#### 第 17 条 施設の建設と管理

17.1 河川や沢、自然の雨水排水路の合流地点には、川底や河岸の浸食を防止するため、各水域の自然の水量に適したインフラを建設しなければならない。対策工事はこれら水域に生息する生物の移動や生活の妨げになることなく実施されなければならない。

17.2 アクセス道敷設その他の土木工事による余剰材料の処分においては、土地の特徴や降雨の頻度、風等を考慮の上、決壊や浸食を防止するための適切な技術や手法を適用しなければならない。

17.3 キャンプ、オフィス、機材・材料用施設は、環境及び安全の条件を考慮の上、設置するとともに、その占有範囲は可能な限り最小にしなければならない。これらの施設は、脆弱な生態系や、現行法によって保護される種の生息地に位置してはならない。

17.4 鉱業権者は、重機や機材、設備の定期的な予備点検やメンテナンスプログラムを実行し、それらの活動を記録しなければならない。

17.5 機材のメンテナンスや交換の結果、それまで機材により覆われていた土壌が露出し、地下水に影響を与えうる汚染が確認された場合、適切な分析を行い、土壌の質や汚染エリアに関する環境法規を考慮の上、必要な修復対策を実施しなければならない。

17.6 アクセス道は、周辺の自然環境を考慮し、激しく砕けた岩場や急な傾斜地を避けて建設しなければならない。

#### 第 18 条 地表の流水管理

18.1 鉱業権者は、地表水の水質や動植物の水域生息地保護を目的とした雨水の排水システム（水路や側溝）を設置し、少なくとも半年に 1 回メンテナンスしなければならない。

18.2 水路や側溝には、水流の速度を抑制し浸食や泥土の流出を防止するための砂防堰堤を設置しなければならない。

---

<sup>5</sup> 2020 年の改正で最後の一文が加わった。

## 第 19 条 除去される有機質土の取り扱い

- 19.1 改変エリアに有機質土層が存在する場合、試錐座やアクセス道その他補完設備の建設・設置前に、全ての有機質土を除去しなければならない。
- 19.2 除去された有機質土は、設置される試錐座やアクセス道のそばか、表土の集積所にまとめて保管し、後にこれらの原状復帰作業に利用する。
- 19.3 有機質土の一時的な集積所には、周辺環境に対する粉じんの発生や、土壌侵食を防止するための措置が施されなければならない。

## 第 20 条 粒子状物質の発生対策

- 20.1 乾季においては、粒子状物質の発生の低減を目的として、作業エリアや重機のアクセス道に散水を実施しなければならない。
- 20.2 鉱業権者は、粉じん発生を回避するため、プロジェクト実行エリアにおける車両の速度制限を設けなければならない。
- 20.3 車両や機材は、騒音発生防止のため、定期的なメンテナンスを受けなければならない。メンテナンスは防水措置や管理の行き届いた場所で行われなければならない。

## 第 21 条 地表水や地下水の取扱いと保護

- 21.1 地下水の交差が確認された場合、鉱業権者は、管轄機関に対し、情報プラットフォーム経由で 48 時間以内に確認事項を登録・報告しなければならない。さらに管轄機関は、報告された事項をその他関係機関に伝達する<sup>6</sup>。
- 21.2 鉱業探鉱プロジェクトの環境調査票（FTA）承認枠組みにおいて、水域から 50m 以上の距離に設備設置が計画されている場合、プロジェクトの実施期間中、この距離を維持しなければならない。
- 21.3 水域や湿地帯、水路の 50m 以内で試錐を実施する場合、試錐座から垂直または水域と反対方向に実施しなければならない。
- 21.4 試錐中に使用される水は、閉鎖回路を構築して再利用することで、排水の発生を防止しなければならない。
- 21.5 試錐中に地下水域と交差した場合、即座に作業を中断し、以下の点を考慮の上閉塞プロセスを開始しなければならない。

---

<sup>6</sup> 2020 年で改正された項目。改正により地下水との交差については管轄機関（MINEM/DGAAM）にのみ報告すればよいこととなった。（改正前は鉱業権者が INGEMMET、OEFA、ANA へ個別に連絡しなければならなかった。）

- A) 不圧地下水：ボーリング孔全体をベントナイトまたは類似の物質で充填した後、ベントナイトの上部から地上までセメントを充填する。閉塞作業時にボーリング機材が現場に存在しない場合、砂利やボーリングコアを利用して閉塞できるものとする。
- B) 被圧地下水：ボーリングが自噴を伴う地下水帯を捕捉、交差した際は、ボーリングのロッドを通じて閉塞に必要な素材をボーリング孔にポンプで送り込むために、試錐座からボーリング機材を除去する前に閉塞作業を実施する。閉塞にはセメントやベントナイト等、水流を制止することができる素材を使用する。

21.6 上述の規定に加えて、ボーリング孔の閉塞は、エネルギー鉱山省が発行する技術的ガイドラインに従って実施されるものとする。

21.7 本規則や保管規則において、水域には、水資源の管轄機関によって画定される河岸域が含まれる。

## 第 22 条 ボーリング泥水の取扱いと最終処分

22.1 ボーリング泥水は沈殿池に集積して泥土（破碎された岩石や生分解性物質の混合物）を沈降させ、作業エリアの外への流出を防止する。

22.2 浸透による土壌や地下水への影響を回避するため、泥水池内部は不透水性の素材で被覆されなければならない。

22.3 ボーリング泥水沈殿池の閉鎖の際には、炭化水素物が流出していないこと、またオイルマットや炭化水素物、油、油脂等の残留した土壌が不在であることを確認しなければならない。危険物や危険廃棄物に分類される物質と接触した全ての泥水は、危険廃棄物として処分されるものとする。

## 第 23 条 生活・産業排水の管理

生活排水については、環境衛生総局（DIGESA）や水資源庁（ANA）の規定に基づく生活排水処理システムを導入し、稼働開始前に所定の許認可を得なければならない。

産業排水については、沈殿池におけるボーリング泥水集積、ボーリング用水のリサイクル、試錐座における作業終了後の泥水乾燥等により、その発生を最小限に留めなければならない。酸性排水が発生した場合、外部への排出前に処理を実施しなければならない。

## 第 24 条 生活・産業・危険固形廃棄物の管理と最終処分

24.1 鉱業権者は探鉱活動における固形廃棄物の蓄積を避け、これらの発生から最終処分までを、管轄機関によって定められる施設で適切に管理しなければならない。

24.2 鉱業探鉱活動関連の全ての主要設備や補助設備、活動によって発生し、区役所の管轄外となる危険・非危険固形廃棄物の取り扱いや処分は、固形廃棄物の包括的な法規則に従って実施されなければならない。



24.3 プロジェクトエリア外における固形廃棄物の輸送には、危険素材・廃棄物陸上輸送法（法律 28256）、同法施行細則及び補完規則の規定を考慮しなければならない。

## 第 25 条 化学物質・危険物質の管理と特徴

25.1 鉱業権者は、毒性、可動性、永続性、生物分解性等の特徴により環境負荷を与えうる化学物質や危険物質の利用・管理・保管・輸送・発送・処分を実施しなければならない。これらの措置は、各物質の安全データシートに基づいて策定されなければならない。

25.2 燃料、潤滑剤、添加物の保管は、非常時の対応訓練を受けた担当者があたらなければならない。保管所は、消火器やオイルマットを備えなければならない。

25.3 燃料の保管容器は、保管量の 110%相当の容量で設計しなければならない。保管容器にはオイルマットあるいは流出時の対応のためのキット、粉末化学消火器、安全データシート等が備えられなければならない。

25.4 プロジェクトエリア外における化学物質や危険物質の輸送は、現行法規や危険物質・廃棄物陸上輸送法（法律 28256）と同法細則規定、補完規定に基づいて実施しなければならない。

## 第 26 条 動植物種や生態系の保護・保全<sup>7</sup>

プロジェクトエリアにおける狩猟、漁業、野生動植物種の収集や捕獲は、管轄機関の許可を有する場合を別として、所定の法規に基づき禁止される。

## 第 27 条 探鉱前や探鉱中に特定・推定される遺跡・考古学エリア等人類学的関心対象エリアの保護・保全

27.1 文化省による許可を有する場合を例外として、先スペイン期の遺跡、歴史的モニュメント、文化・自然遺産等が存在するエリアにおける鉱業探鉱活動は禁止される。

27.2 鉱業権者は、環境評価手続きの承認申請において、大統領令 DS003-2014-MC により承認された考古学的介入規則に基づき、文化省登録の専門家によるプロジェクトエリアの地表レベルにおける考古学確認報告書を提出しなければならない。

27.3 探鉱活動中に遺跡が確認された場合、以下を考慮すること。

- A) 即時に作業を中断しプロジェクトのスーパーバイザーに報告する。考古学的・古生物学的遺物は、いかなる理由においても除去・収集してはならない。
- B) ボーリング機材設置を目的としたアクセス道開通の際には、考古学エリアに影響しないよう注意する。試錐座やアクセス道開通の際、事前の考古学調査で確認されなか

---

<sup>7</sup> 2020 年に改正された。

った地下の遺跡や新たな証拠が発見された場合、試錐座やアクセス道の敷設作業を直ちに中止する。

C) 鉱業権者は発見物に係る情報を収集の上、文化省に報告しなければならない。

### **第 28 条 氷河近傍における活動**

鉱業権者は、氷河近傍エリアにおける試錐は回避しなければならない。本エリアでの試錐が回避不可能な場合、生態系への影響を避けるための緊急対応策や管理、追跡等の対策を適用し、粒子状物質や騒音、振動等の発生を最小限に抑えることに特別の注意を払わなければならない。

### **第 29 条 活動のモニタリング・管理**

鉱業権者は、環境対策の適切なモニタリングや、自らの活動が環境に及ぼす影響を評価するための情報発信に関する計画を策定しなければならない。本計画では、各プロジェクトの特徴に基づき、水や大気、土壌、生物の性状のモニタリングを考慮しなければならない。

### **第 30 条 緊急対応策**

鉱業権者は、自然環境や健康、探鉱活動、第三者の資産や公的資産を危険にさらしうる緊急事態に対応するための管理・対応計画を策定しなければならない。

### **第 31 条 段階的閉鎖の優先**

試錐座やアクセス道の設置を含む探鉱活動において、鉱業権者は各試錐座における活動完了後、その段階的な閉鎖を優先しなければならない。ただし、未試錐の試錐座へ通じる主要アクセス道や、本規則第 62 条、65 条に規定の状況においては、段階的閉鎖を行わず、最終閉鎖段階に閉鎖を行えるものとする。

### **第 32 条 コミュニティ・リレーションズ**

鉱業権者は、探鉱活動の影響下エリアに存在する様々な社会アクターに関して、活動期間中に適用する行動方針・原則・対策を含めた関係構築プロトコルを策定しなければならない。プロトコルは関係構築の早期段階から住民と共同で策定し、その後の状況に応じて変更・更新可能とする。また地域住民の習慣や文化、特徴や、鉱業権者が担う責任原則を考慮しなければならない。

## 第 IV 章 環境評価手続き

### 第 1 節 一般規定

#### 第 33 条 環境影響評価システム (SEIA) 対象の探鉱プロジェクト

33.1 SEIA 対象投資プロジェクトリストに基づき、以下の条件に該当するプロジェクトについては、その実施前に環境認定書の取得手続きが必要となる。

- A) 中規模・大規模鉱業の鉱業権者の探鉱プロジェクトで、試錐座 21 か所以上及び／または土地改変が 10ha を超える場合、または補助設備が以下の場所に位置する場合。
- ・水域、高地湿地帯、水路、地下水の井戸、泉から 50m 未満
  - ・冬季の積雪・氷河の最大範囲から水平及び鉛直距離 100m 未満
  - ・保護区及び／または原生林から 100m 未満
  - ・中央政府による自然保護エリア及び／またはその緩衝地帯、州政府保護エリア
  - ・法律によって指定された特別保護エリア
- B) 探鉱坑道を有するまたは放射性鉱物の存在を同定するための鉱業プロジェクト

33.2 SEIA 対象投資プロジェクトリストに該当しないプロジェクトについては、その実施前に、環境調査票 (FTA) の承認が必要である。

#### 第 34 条 環境調査の作成

34.1 環境影響申告 (DIA) は、持続可能環境投資許可庁 (SENACE) の環境コンサルタント登録に記載された自然人または法人によって作成されなければならない。

34.2 環境調査には、氏名や身分証明番号 (DNI)、専門分野、所属学会、資格情報等を含む作成責任者の専門家リストを添えなければならない。

#### 第 35 条 技術ガイドラインと必要事項 (TOR)

35.1 エネルギー鉱山省は、環境省による事前調整と合意を経た上で、鉱業権者による探鉱活動の環境評価手続きの提出プロセスに係る技術ガイドラインを省決議により承認・更新する。

35.2 エネルギー鉱山省は、環境省による事前調整と合意を経た上で、探鉱活動の環境調査の作成における指針や指示内容を示す TOR を省決議によって承認する。

35.3 技術ガイドラインや TOR は、環境、鉱業、考古学遺産及び先住民族・原住民に関連する現行法規を考慮したものとする。

#### 第 36 条 環境調査の審査基準

36.1 環境調査の審査は、鉱業権者によって提出された情報と、現行の環境法規やエネルギー

一鉱山省の手続き規則（TUPA）に定められる要件の確認作業に基づいて実施される。  
さらに、鉱業探鉱プロジェクトの技術ガイドラインやTORの履行状況も評価される。

36.2 管轄機関は、他の機関も含めた指摘事項やこれらに対する鉱業権者の回答を参照のうえ報告書を作成する。さらに鉱業環境総局（DGAAM）は、法的拘束力を持たない指摘を行う機関による指摘事項を確認・評価する。

36.3 指摘事項に対処・回答しない場合や、部分的な回答を行った場合、環境調査は不承認となる。

36.4 承認決議の裏付けとなる法的技術報告書には、環境調査で特定された敏感地域リスト、調査内に示される社会・環境責任や約束事項のマトリックス表、管轄機関による推奨事項等を含むものとする。

### 第 37 条 意見参照機関

37.1 氷河から 100m 未満に位置する鉱業探鉱プロジェクトは、山岳部氷河・生態系調査研究所（INAIGEM）による専門的見解を得なければならない。INAIGEM は、最大 15 営業日以内（分析・指摘期間 10 日間と、鉱業権者からの回答の審査期間 5 日間）に意見を表明しなければならない。

37.2 管轄機関は、水資源庁（ANA）、自然保護区管理庁（SERNANP）、森林・野生動物庁（SERFOR）など現行の環境法規に基づく該当機関による合意が得られない限り、環境調査を承認することはできない。

37.3 意見参照機関による見解・意見は、本規則に定められる期限に従って発表される。見解・意見発表の遅延は、投資促進・活性化を目的とした許認可プロセス簡易化法（法律 30230）第 21 条並びに同法施行細則及び改正法に基づく罰則対象となりうる。

### 第 38 条 環境調査承認プロセスにおける市民参加

38.1 環境調査は、審査申請の受理後直ちに公表される。

38.2 管轄機関は、法規則に基づく市民参加プロセス期間中に受理した環境調査に対する指摘・追加情報・意見を鉱業権者に送付し、鉱業権者はこれらへの回答を作成する。管轄機関は鉱業権者からの回答を受理後、その内容を検討し、適切な回答であると判断される場合、本回答を意見元の自然人や法人に送付する。

### 第 39 条 工程表

39.1 工程表は、環境調査の一部を形成するものである。鉱業権者は、管轄機関と OEFA に対する情報プラットフォーム経由での事前連絡により、探鉱活動期間を 1 度限り 6 か月間まで延長することができる。その際には当初の工程表に含まれる各活動の実施

や履行の日程も更新しなければならない<sup>8</sup>。

39.2 鉱業権者が、6か月を下回る探鉱活動期間延長を行う場合、延長の合計期間が6か月間となるまで、新たな事前連絡により延長することができる。

39.3 鉱業権者が、12か月間まで活動延長を必要とする場合、極めて低い環境負荷を対象とする修正手続きが適用される。12か月を超える延長に関しては、承認済みの環境調査の修正が必要となる。

#### 第40条 行政の沈黙（無回答）

鉱業探鉱活動の環境評価手続の承認・修正プロセスにおいて、行政沈黙承認（行政側から無回答の場合、申請が承認される制度）は、適用されない。ただし環境調査票（FTA）に関しては行政沈黙承認が適用される<sup>9</sup>。

行政沈黙承認適用の場合、管轄機関は3営業日以内に環境監査機関に対してその旨を報告し、監査・査察活動が行えるよう当該のFTAに関する文書一式を送付する。別途、環境監査機関は行政手続一般法（27444）や公務責任に基づき事後監査を実施する。

## 第2節 環境調査票（FTA）

### 第41条 環境調査票（FTA）

41.1 FTAは、環境影響評価システム（SEIA）を補完する環境評価手続であり、位置や特徴から、極めて低い環境負荷の発生が予測される鉱業探鉱プロジェクトに適用される。

41.2 FTA内に定められる義務事項は、環境影響評価システム法（法律27446）及びこれを補則する大統領令DS019-2009-MINAMにより承認された同法施行細則に示される目的・原則・方針に合致しなければならない。

### 第42条 FTAの内容と提出

鉱業権者は、FTA向けに承認された形式に従い、以下の情報を含む申請を情報プラットフォーム経由で行うものとする。

- A) 鉱業権者の一般データ
- B) 法的代表者のデータ
- C) プロジェクトの環境対策責任者のデータ
- D) プロジェクトの社会対策責任者のデータ

---

<sup>8</sup> 2020年の改正で39.1の最後の文章と39.2が追加された。

<sup>9</sup> 2020年の改正でFTAについては行政が無回答の場合申請が承認されるが、DIAやEIA-sdには適用されないことが明記された。

- E) プロジェクトの一般データ
- F) FTA のデータ
- G) 情報プラットフォーム経由<sup>10</sup>で以下の機関・団体に提出された調査の受領確認書
  - ・探鉱実施地域のエネルギー鉱山省地方局または管轄州政府の担当組織
  - ・探鉱実施地域の郡役場及び区役所
  - ・探鉱実施地域の農民コミュニティ及び先住民コミュニティ
- H) 行政手続き規則 (TUPA) に基づく手続き料の領収番号

#### 第 43 条 FTA の審査

43.1 FTA の審査・承認期間は最大 10 営業日とする。管轄機関は、FTA 承認申請の提出後、最大 4 営業日後までに鉱業権者によって提出された情報が、現行の環境法規を履行しているか確認する。

43.2 管轄機関は、申請内容に対する指摘事項がある場合、上記期間の終了時に鉱業権者へ情報プラットフォーム経由で通知する。その場合、鉱業権者は通知の翌日から最大 2 営業日以内にこれらの指摘に対して回答しなければならない。

43.3 管轄機関は、鉱業権者からの回答提出日の翌日から最大 4 営業日以内に受領した情報を評価し、情報プラットフォーム経由で FTA の承認または不承認の局決議を通知し、行政プロセスを終結する。

43.4 管轄機関は、承認された FTA を環境評価監査庁 (OEFA) に通知し、OEFA は本 FTA に定められた環境義務に対する監査を実施する。

43.5 変更・修正対象となる活動や設備が、承認された FTA 内で考慮されていない区やコミュニティ、集落、溪谷等に及ぶ場合、新たな手続きが適用されなければならない。

43.6 承認済みの FTA を有する鉱業権者は、本規則第 56 条規定の事前連絡を適用できる。

43.7 FTA の修正手続きは、期限完了前に開始されなければならない。期限後に開始された修正プロセスは無効と宣言され、鉱業権者は法に従い新たな手続きを開始する権限に基づき、新たな FTA を提出しなければならない。

#### 第 44 条 FTA 適用対象となる探鉱プロジェクトへの市民参加

44.1 鉱業環境総局 (DGAAM) は、FTA 適用対象のプロジェクトにおける住民参加ワークショップの実施組織である。したがって、鉱業権者と共にワークショップへの参加を直接コーディネートする。

---

<sup>10</sup> 提出先が情報プラットフォームを利用できない場合は、直接提出し受領確認書を得るなどの対応があり得る。

44.2 鉱業権者は、FTA 承認申請の際、少なくともプロジェクトの社会影響エリア<sup>11</sup>の住民を対象とした住民参加ワークショップを事前に実施した旨を証明しなければならない。またそのため、ワークショップへの参加対象として特定された自治体やアクターに対し招待状を送付しなければならない。

44.3 FTA 適用のプロジェクトが不毛地 (terrenos eriazos) や鉱業権者所有地で実施される場合、鉱業権者は現行法に基づくワークショップ以外の住民参加メカニズムを適用できる。

44.4 不可抗力による住民参加ワークショップの中止が鉱業権者によって適切に証明された場合、DGAAM は住民参加保証のため、プロジェクトの特性に応じ、ワークショップの延期や法規に基づく別の住民参加メカニズムを実施できる<sup>12</sup>。

44.5 鉱業権者は、管轄機関に対する FTA の提出前に、FTA の印刷物と電子媒体を以下の機関・団体に提出し、当該地域の住民に共有しなければならない。

- A) 探鉱実施地域を管轄する州政府エネルギー鉱山局または州政府機関
- B) 探鉱プロジェクトが位置する郡役場及び区役所
- C) 探鉱プロジェクトが位置する農民コミュニティや先住民コミュニティ

44.6 鉱業権者は、FTA の一部として以下の情報を提出しなければならない。

- A) 実施予定の探鉱活動に関する意見、認識、利害に基づく主張等を把握するために実施した活動の概要
- B) 管轄機関またはその代表者の参加のもと、探鉱プロジェクトの環境・社会・法的側面について発表する市民参加メカニズムを本条の規定に基づいて最低 1 回実施したことを示す書類 (参加者名簿や議事録) のコピー及び/または電子ファイル (写真や映像・音声記録)<sup>13</sup>
- C) 関係構築手順

44.7 FTA 申請の内容確認を希望する全ての人々は、情報プラットフォーム経由か、管轄機関またはプロジェクトの所在する州政府機関や役場に出向き、事前に手数料を支払うことで、FTA の複写物や電子媒体を申請できる。

### 第 3 節 環境影響申告 (DIA)

<sup>11</sup> 改正前の対象は直接的社会影響エリアであったが、対象が拡大された。

<sup>12</sup> 44.3 項、44.4 項は改正により追加された。

<sup>13</sup> A) と B) は改正により提出要件が緩和された。(直接影響エリアの自治体や地権者リスト等)

## 第 45 条 DIA の内容

DIA は、環境影響評価システム法（法律 27446）第 9 条及び現行環境法規適用のもと、環境省の事前合意を得てエネルギー鉱山省決議により承認されたカテゴリーI の必要事項（TOR）に示される情報を含まなければならない。

## 第 46 条 DIA 承認申請の提出

46.1 鉱業権者は、以下の情報を含む DIA 承認申請を情報プラットフォーム経由で提出する。

- A) 鉱業権者の一般データ
- B) 法的代表者のデータ
- C) プロジェクトの環境対策責任者のデータ
- D) プロジェクトの社会対策責任者のデータ
- E) プロジェクトの一般データ
- F) 環境評価手続きデータ
- G) 情報プラットフォーム経由<sup>14</sup>で以下の機関・団体に提出された調査の受領確認書
  - ・探鉱実施地域のエネルギー鉱山省地方局または管轄州政府の担当組織
  - ・探鉱実施地域の郡役場及び区役所
  - ・探鉱実施地域が位置する農民コミュニティ及び先住民コミュニティ
- H) 行政手続き規則（TUPA）に基づく手続き料金の領収番号

46.2 鉱業権者は、TOR の規定に基づき、環境調査の電子媒体を情報プラットフォーム経由で提出する。

46.3 情報プラットフォーム経由による情報提出後、管轄機関は文書の内容を確認し、何らかの指摘事項が確認された場合、一般行政手続法（LPAG）第 134 条に基づくプロセスを実施する。

## 第 47 条 DIA の審査

47.1 DIA 審査の行政プロセスの最大期間は、一般行政手続法第 38 条及び第 151 条の規定に従うものとする。

47.2 DIA に対する指摘事項が存在する場合、鉱業権者は、一般行政手続法第 141 条 4 項の規定に従って回答を行うものとする。

47.3 本規定第 46 条に示される要件が満たされ、付与された期間が満了した段階で、指摘事項に対する鉱業権者からの回答の有無に関わりなく、管轄機関は DIA の承認または不承認の決議を公布する。

---

<sup>14</sup> 提出先が情報プラットフォームを利用できない場合は、直接提出し受領確認書を得るなどの対応があり得る。



#### **第 48 条 DIA 審査プロセスにおける意見参照機関**

48.1 DIA 承認申請手続きの受領後、管轄機関は DIA 承認プロセスに参加する公的機関に対して調査書類を情報プラットフォーム経由で速やかに送付し、報告書の発行や意見を求める。

48.2 意見参照機関は、DIA の受領日の翌日から起算して 20 営業日以内に、管轄機関に対して情報プラットフォーム経由で指摘事項や修正要請を通知する。

#### **第 49 条 DIA に対する指摘事項の修正回答**

意見参照機関は、DIA への指摘に対する鉱業権者からの修正回答が提出された日から、最大 7 営業日後までに、情報プラットフォーム経由で最終意見を表明する。

### **第 4 節：環境影響調査**

#### **第 50 条 EIA-sd の内容**

EIA-sd は、承認された TOR に規定される情報を含まなければならない。

#### **第 51 条 EIA-sd 承認申請の提出**

51.1 鉱業権者は、以下の情報を含む EIA-sd 承認申請を情報プラットフォームを通じて提出する。

- A) 鉱業権者の一般データ
- B) 法的代表者のデータ
- C) プロジェクトの環境対策責任者のデータ
- D) プロジェクトの社会対策責任者のデータ
- E) プロジェクトの一般データ
- F) 環境影響概要調査のデータ
- G) 情報プラットフォーム経由<sup>15</sup>で以下の機関・団体に提出された調査の受領確認書
  - ・探鉱実施地域のエネルギー鉱山省地方局または管轄州政府の担当組織
  - ・探鉱実施地域の郡役場及び区役所
  - ・探鉱実施地域が位置する農民コミュニティや先住民コミュニティ
- H) 行政手続き規則 (TUPA) に基づく手続き料金の受領番号

51.2 鉱業権者は TOR の規定に基づき、情報プラットフォーム経由で環境調査の電子媒体を提出する。

51.3 管轄機関は情報プラットフォーム経由で提出された情報内容を確認し、必要に応じて

---

<sup>15</sup> 提出先が情報プラットフォームを利用できない場合は、直接提出し受領確認書を得るなどの対応があり得る。

鉱業権者に対し一般行政手続法第 134 条 1 項に基づく 2 営業日の修正期間を付与する。

## 第 52 条 EIA-sd の審査

52.1 EIA-sd の審査は、EIA-sd の承認申請手続を受領した翌日から、最大 90 営業日まで  
に実施される。

52.2 EIA-sd の審査プロセス期限は、環境影響評価システム法（法律 27446）第 11 条 3 項  
に整合する大統領令 DS019-2009-EM により承認された同法施行細則第 52 条の規定に  
基づくものとする。

## 第 53 条 EIA-sd 審査プロセスにおける意見参照機関

53.1 管轄機関は EIA-sd 承認申請手続きの受領後、承認プロセスに参加する関係機関に情  
報プラットフォーム経由で速やかに EIA-sd を送付し、報告書の発行や意見の表明を求  
める。

53.2 意見参照機関は、EIA-sd の受領日から 45 営業日後までに、管轄機関に対して情報プ  
ラットフォーム経由で指摘・修正要請を通知する。本期間は、指摘事項に対する検討・  
修正回答を含むものとする。

53.3 管轄機関は、前項に示される期間内に意見参照機関を招集し、鉱業権者がプロジェク  
トや環境調査書の内容について発表する機会を設けることができる。

## 第 5 節 変更

### 第 54 条 探鉱プロジェクトの変更

54.1 探鉱プロジェクトにおける全ての変更は、本規則第 56 条に示される場合を例外とし  
て、管轄機関による事前承認を必要とする。

54.2 新たな、あるいはより著しい社会・環境負荷を与えうる探鉱設備の移動、縮小または  
拡大を含む変更は、事前に承認されなければならない。この場合、鉱業権者は管轄機関  
に対する変更手続きを開始しなければならない。

54.3 環境調査の変更手続きは、実施工程表に示される期限終了前に開始されなければなら  
ない。期限後に開始された変更プロセスは無効と宣言され、鉱業権者は新たな環境調査  
の審査手続きを開始することができる。

54.4 環境評価手続き変更の承認申請提出は、本規則 II 章、III 章、IV 章の規定に従って  
実施される。

## 第 55 条 申請の提出時期

環境調査書の変更手続きは、承認された実施工程表に示される期限の終了前に開始されなければならない。期限後に開始された修正プロセスは無効と宣言され、鉱業権者は新たな環境調査プロセスを開始することができる。

## 第 56 条 事前連絡<sup>16</sup>

鉱業権者は、添付 I に示されるいずれかのケースに該当の場合、管轄機関や監査機関に対し、情報プラットフォーム経由で事前連絡を行わなければならない。

ただし、これは事前分類のカテゴリー条件に一致すること、既に承認された実行エリア<sup>17</sup>を変更しないことが条件となる。また湿地帯、高地湿地帯、河川、湖、泉、万年雪、氷河、河岸、残存森林などの脆弱な地域、その他の自然保護エリアやその緩衝地帯では実施できないほか、承認済みの環境評価手続きで定められた約束や責任の変更を伴うものであってはならない。

なお第一段落に示される事前連絡とは別途、環境監査機関は所定の監査や罰則を実行する。

## 第 57 条 意見参照機関の介入を必要とする変更

57.1 変更が、自然保護区やその緩衝地帯、州政府保護区内における探鉱活動エリアや設備の移動を伴う場合、自然保護区管理庁（SERNANP）の合意が必要となる。

57.2 必要に応じて、水資源庁（ANA）、森林・野生動物庁（SERFOR）、文化省、ペルー原子力研究所（IPEN）その他関係機関に対する意見が要請される。

## 第 58 条 過去に探鉱活動が行われたエリアにおけるプロジェクトの実施<sup>18</sup>

58.1 過去に鉱業探鉱活動が実施されたエリアで新たな環境評価手続きやその変更を申請する場合、過去の環境評価手続きで承認された全ての活動や提案が新規の手続きで考慮されなければならない。ただし鉱業権者が、環境評価監査庁（OEFA）に事前承認された一部または全ての試錐座や設備を閉鎖し OEFA に報告したことを、管轄機関に対し本規則添付 II の宣誓書により示すことができる場合はその限りではない。別途、OEFA は環境監査権限を行使する。

58.2 700 か所までの試錐座を設置する探鉱プロジェクトにおいては、環境調査の変更によ

---

<sup>16</sup> ITS の提出などを行わずに、事前連絡（Comunicación Previa）だけで行える変更の対象事例が拡大された。また 56.2 項が削除された。

<sup>17</sup> 2020 年の改正で鉱業利用・活動エリア（Area de uso y actividad minera）から実行エリア（Area efectiva）に変更。

<sup>18</sup> 58 条のタイトル変更。また冒頭の以下の文章を削除「過去に環境評価手続きが承認されているエリアにおける新たな環境調査または同修正書の申請提出に際しては、以下のとおり閉鎖対策の実施を確認しなければならない。」

り試錐座を増加することはできない。ただし鉱業権者が、事前承認された試錐座を閉鎖したことや、本カテゴリーの中程度の環境負荷レベル維持のため試錐座を設置しなかったことを、前項に示される宣誓書によって環境管轄機関に対し示すことができる場合はその限りではない。なお鉱業権者が探鉱から採掘への移行期にあり、既に環境影響詳細調査が承認されている場合、本規定は適用されない<sup>19</sup>。

## **第 59 条 環境調査承認済み探鉱プロジェクトのカテゴリー変更**

59.1 環境影響申告（DIA）が承認されている探鉱プロジェクトの実施中に、カテゴリー変更に伴う環境影響調査（EIA）の作成・審査・承認が必要となった場合、DIA の内容を EIA に含めなければならない。

59.2 本規則第 58.1 条は、地方自治体による承認後に中央政府の管轄に移行した環境調査へも適用可能である。承認済みの EIA 変更に際しては、エネルギー鉱山省によって承認された TOR を履行しなければならない。

59.3 前項の場合においては、過去に承認された EIA の適用範囲を考慮した新たな EIA が提出されなければならない。また鉱業権者は、管轄機関に対して新たな申請の提出前にその意図を通知し、管轄機関は既存の承認済み環境調査の電子媒体を自治体に申請するものとする。

---

<sup>19</sup> 2020 年の改正による変更・追加が行われた項目。

## 第 V 章 探鉱活動の閉鎖

### 第 60 条 閉鎖義務

60.1 鉱業権者は、対象エリアへのアクセスが可能な限り、管轄機関によって承認された環境調査や環境調査票（FTA）に基づく段階的閉鎖、最終閉鎖及び閉鎖後対策や、活動中止期間中の管理緩和対策を実施しなければならない。

60.2 不可抗力により活動対象エリアにアクセスできない場合、鉱業権者はその事実を鉱山総局（DGM）、管轄機関、エネルギー鉱業投資監督庁（OSINERGMIN）及び環境評価監査庁（OEFA）に対し、情報プラットフォーム経由で報告しなければならない。

60.3 探鉱活動の実施による影響を受けたエリアは閉鎖・修復されなければならない。ただし、将来的に利用される工事実施エリアは、閉鎖前に根拠を示すことで閉鎖活動対象から除外できる。この場合、鉱業権者は自らが提案する補償措置を実施し、環境管轄機関に報告するものとする。<sup>20</sup>

### 第 61 条 段階的閉鎖

鉱業権者は、活動工程表に基づく利用が終了した土地改変エリアや設備において、管轄機関により承認された環境評価手続きに基づく段階的閉鎖を実施しなければならない。

### 第 62 条 閉鎖作業からの除外

62.1 農民コミュニティ、地方自治体、州政府及び中央政府が、公益目的で利用する意思を有する場合や、第三者が民間契約を介して利用を継続する意図のある補助設備や試錐座は、閉鎖作業から除外することができる<sup>21</sup>。

62.2 この場合、鉱業権者は承認された活動工程表に基づく閉鎖作業に先立ち、オンライン環境評価システム経由で、閉鎖作業から除外する補助設備や試錐座を報告しなければならない<sup>22</sup>。その際には、要請の根拠を示す書類や、申請者と将来的な環境責任者との間に締結された申告書（将来の環境責任者が、申請者による閉鎖の除外対象となる設備の行政・民事・刑事的な責任について承知していることを明確に示す文書）が添付されなければならない。

62.3 エネルギー鉱山省（MINEM）は、設備の移譲の可否を審査・決定する。

62.4 鉱業権者は、閉鎖作業から除外される設備に対する環境責任からは免除される。

---

<sup>20</sup> 2020 年の改正で最後の一文が変更。改正前：「隣接エリアで原生種を用いた森林再生を行わなければならない。」

<sup>21</sup> 2020 年の改正で「試錐座」が加わった。

<sup>22</sup> 同上。

62.5 保証金が存在する場合、閉山法施行細則の規定に基づき、(閉鎖作業から除外される設備の閉鎖に対する)保証金額は分離される。

62.6 閉鎖作業から除外される設備は、環境や人間の健康に害をもたらすものであってはならない。

### 第 63 条 活動の停止

63.1 鉱業権者は、承認済みの環境調査に示される活動の実施を、鉱山総局 (DGM) 及び環境評価監査庁 (OEFA) に事前連絡することにより、最大 12 か月間停止できる。事前連絡を行わない場合、プロジェクトの工程は法的に継続しているものと判断される。活動停止の申請には、プロジェクトにおいて既に実施済みの活動や、停止中の対策等に関する情報が含まれなければならない。

63.2 不可抗力を理由とする一時的な活動停止の場合、罰則は適用されない。

63.3 一時的停止期間が 12 か月を超える場合は、管轄機関に対し、技術報告書による申請を情報プラットフォーム経由で行わなければならない。

63.4 停止期間が 5 年を超える場合、鉱業権者は新たな環境調査の承認と探鉱活動の開始許可を申請しなければならない。

63.5 活動再開は、DGM 及び OEFA に対し、情報プラットフォーム経由で、更新された工程表と共に事前に連絡しなければならない。管轄機関は 10 日以内に承認する。

### 第 64 条 最終閉鎖及び閉鎖後段階

64.1 鉱業権者は、改変エリアにおける物理・化学的安定性や生態系プロセス回復に必要な全ての最終閉鎖対策や閉鎖後対策を、承認済みの環境調査の規定や期限に基づいて実施しなければならない。

64.2 閉鎖後段階の対策は最大 2 年間、または物理・化学・水文・生物学的安定性が確保されるまで最大 4 年間実施しなければならない。

64.3 鉱業権者は、以下の場合、管轄機関に対して事前に報告を行うことで最終閉鎖対策を除外することができる。

A) 鉱業権者または第三者が、本規則第 62 条に定められる公益の保護に加えて、対象設備の環境責任を負う場合。

B) 本規則第 62 条に示される条件のもとで、閉鎖対策の変更や探鉱期間の延長を目的とした環境調査の変更を申請し承認された場合や、より大規模な探鉱活動や開発段階

へ継続するための環境調査を申請し承認された場合。これらのケースにおいて、鉱業権者は、既存の環境調査の枠組みで閉鎖を実施する設備と閉鎖されない設備を明確に示し、新規の申請に基づく新たな環境対策を策定しなければならない。

## 第 65 条 開発段階への移行

65.1 鉱業権者は、鉱業開発段階に先立ち、採掘・開発段階への移行を目的とした環境調査の変更を申請することで、最終閉鎖及び閉鎖後対策の実施を最大 3 年後まで延期できる。ただし、大統領令 DS033-2005-EM により承認された閉山法施行細則の保証金規定やその補完・修正規定に基づき、全閉鎖コストに係る保証金を設定しなければならない。

65.2 適切な根拠に基づく申請が行われた場合、例外的に同期間（3 年間）の追加延長が認められる。

65.3 延長期間完了後は、以下いずれかの条件を満たさない限り、閉鎖対策を実施しなければならない。

- A) 期限延長が本条に示される規定に基づき事前に申請・承認された場合
- B) 探鉱プロジェクト鉱区において、鉱山建設及び／または鉱物採掘が開始された場合。環境調査において探鉱活動エリアにおける管理修復対策を規定するものとする。

65.4 鉱業権者は、開発プロジェクトの閉山計画書に基づく保証金を設定するまで、本条に基づく保証金の設定を継続するものとする。新たな保証金は探鉱エリアの修復コストを含むものとする。

## 第 66 条 開発段階への移行申請

66.1 開発段階への移行を目的とする環境調査の変更や追加延長の申請には、開発段階における安定化・防止・管理・緩和対策のほか、環境影響調査の作成に必要な試験、評価、実験等における環境対策を含めなければならない。本申請は、工程表に示される期限前までに管轄機関に提出・承認されなければならない。

66.2 開発移行申請が不承認となった場合、鉱業権者は閉鎖対策コストの全額に係る一時的な保証金を設定した上で、12 か月以内に新たな申請を提出しなければならない。

66.3 管轄機関は、開発段階への移行承認の事実を持続可能環境投資許可庁（SENACE）に対して通達し、SENACE は環境影響詳細調査（EIA-d）作成プロセスでこれを考慮する。

66.4 鉱業探鉱プロジェクトが開発段階に移行する際には、SENACE 設立法（法律 29968）第 3 条に基づき、SENACE による EIA-d の審査承認が必要となる。

## 第 67 条 探鉱坑道を伴う探鉱活動の閉鎖と保証

67.1 10,000t 以上の土砂の除去を伴う探鉱坑道や、PN/PA<sup>23</sup>が 3 未満の除去土砂が 2,500t 以上となる探鉱坑道を伴う鉱業探鉱活動を実施する鉱業権者は、大統領令 DS003-2005-EM により承認された閉山法施行細則の規定に従って閉山計画書を提出し、その履行を目的とした保証金を設定しなければならない。

67.2 閉山計画書は、環境調査の一部として提示されなければならない。保証金は、管轄機関が環境調査の審査手続きで決定する期日と条件のもと設定されなければならない。

## 第 68 条 探鉱プロジェクトの閉鎖報告書

68.1 鉱業権者は、環境調査票 (FTA)、環境影響申告 (DIA) または環境影響概要調査 (EIA-sd) の工程表に示される探鉱プロジェクトの閉鎖活動完了後 60 暦日以内に、環境評価監査庁 (OEFA) 及び鉱業環境総局 (DGAAM) に対し、情報プラットフォーム経由で閉鎖報告書を提出し、承認された環境評価手続きに基づいて実施した建設・探鉱・修復作業について報告しなければならない。

68.2 OEFA に提出されたプロジェクト閉鎖報告書は、環境評価手続きに示される閉鎖作業の履行状況を確認するための監査対象となる。OEFA は場合に応じて行政措置や罰を適用する。

68.3 前項の監査は、第 67 条に基づく保証金が設定されているプロジェクトや、閉鎖対象の環境評価手続きの影響レベル、社会環境争議エリアに存在するプロジェクトを優先し実施される。これらのケースに該当するプロジェクトに対する監査は、閉鎖報告書の提出後 60 営業日以内に開始される。

68.4 前項に示される基準に該当しないプロジェクトについては、OEFA の翌年度の年間 (監査) 計画に含まなければならない<sup>24</sup>。

68.5 OEFA は、鉱業権者の閉鎖作業に対する監査の完了後、異存ない旨を示す報告書を発行し DGAAM に送付する。

---

<sup>23</sup> 酸性化ポテンシャル物質 (Potencial de Acida, PA) に対する中和ポテンシャル物質 (Potencial de Neutralización, PN) の量比

<sup>24</sup> 2020 年の改正で 68.3 項、68.4 項が追加・変更された。



## 第 VI 章 監督・監査・罰則

### 第 69 条 監督・監査・罰則

69.1 鉱業権者は、本規則の定める義務事項を履行する責任を負う。この履行状況は、環境評価監査庁（OEFA）による監督・監査・罰則の対象となる。

69.2 OEFA は、監督権限の行使において、環境影響評価システム（SEIA）の枠組み内における特別な命令や要請を行うことができるほか、予防的措置の実施を決定できる。

69.3 OEFA その他の環境監査機関（EFAS）は、監査・罰則権限の行使において予防・是正措置を命じることができる。権限に応じて探鉱活動の中止や停止を命令できるほか、鉱業権の停止・取消につながる（鉱業権者としての適切な）条件の喪失を管轄機関へ報告する。別途、第三者は鉱業権者を相手取り、現行法に基づいて自らの権利保護のために行動する権利を有する。一方 OEFA はその権限に基づき、行政罰則手続きの開始前に予防的措置を命じることができる。

69.4 OEFA は、環境調査票（FTA）に定められる義務事項や、適用される環境法規の履行を確認するための監督・監査を実施する。

### 第 70 条 環境監査機関による要請事項

環境評価監査庁（OEFA）による環境影響評価システム（SEIA）枠組み内の要請は、環境調査の変更や更新に関する法規定に従って手続を行うものとする。

### 第 71 条 情報の送付

管轄機関は、環境評価監査庁（OEFA）による監査実施を目的として、管轄下の鉱業探鉱活動について承認された FTA や環境調査の全ての関連書類を、複写物を保存の上 OEFA に送付する。

## 最終補完規定

### 1. 探鉱活動が開始されなかった場合の環境認定書

管轄機関により探鉱活動やその変更に対する環境認定書が付与されたにもかかわらず、探鉱活動が開始されなかった場合、大統領令 DS019-2009-MINAM により承認された環境影響評価システム法施行細則第 57 条に基づき、本環境認定書は最大で 3 年間有効とする<sup>25</sup>。

### 2. FTA の TOR 承認

エネルギー鉱山省 (MINEM) は、本規則の公布日から最大 30 営業日までに、環境省による事前合意を得た上で、鉱業探鉱の環境調査の事前分類枠組みに対応する技術ガイドライン及び TOR を承認するものとする。さらに、同期間内に FTA の様式を承認するものとする。

### 3 オンライン環境評価システムの改善

環境調査の審査プロセスは通知や情報送付から法的拘束力を有する意見発表に至るまで情報プラットフォーム経由で実施される。このため、管轄機関は今後 120 歴日以内に審査プロセスに関わる全ての機関との調整を行い、オンライン環境評価システム (SEAL) の改善を実施する。さらに MINEM は、同様の期間内において、本システムの利用者向けマニュアルを公表するものとする。

### 4. 一般環境法規や環境影響評価システム (SEIA) の改正と更新

管轄機関による一般環境法規及び環境影響評価システム (SEIA) の改正・更新が行われた場合は、本規則の関連事項も同様に修正・更新される。本規則に定められていない事項については、一般環境法規や SEIA の改正・更新規定が準用されるものとする。

## 移行補完規定

### 1. 意見参照機関による情報プラットフォームの取扱いと電子行政行為

本規則最終補完規定 3 に定められる情報プラットフォームの策定が完了しない間は、意見参照機関は管轄機関に対し物理的な手段で意見を送付するものとする。

### 2. 自然人の登録

本規則第 34 条の規定とは別途、大統領令 DS011-2013-MINAM により承認された環境影響評価システム (SEIA) 枠組みにおける環境調査作成業者名簿への自然人登録が実施されるまでの間は、事前審査 (EVAP) や環境影響申告 (DIA) は、鉱業分野における経験を

---

<sup>25</sup> 2018 年の改正 (DL1394) で 5 年間となった。

持つ有資格の環境専門家によって作成可能とする。

### 3. 手続途上の申請書

本規則の施行時点で審査途上にある環境調査には、行政プロセスが完了するまでの間、以前の規則が適用される。同様に、鉱業環境総局（DGAAM）へ提出していないものの、環境調査の作成や変更プロセスが開始されている場合においても、本規則の施行前におけるコンサルタントや企業との契約や、住民参加ワークショップや何らかの住民参加プロセスを実施したことを証明する書類を提示することで、以前の規則を適用することができる。ただし鉱業権者が行政機関に対して有する権限を認める条項は適用される<sup>26</sup>。

---

<sup>26</sup> 2020年に一部改正・追加

## 添付

### 鉱業探鉱活動事前分類表

SEIA の対象となるプロジェクト		
1	<p>以下に該当する探鉱プロジェクト</p> <p>A) 試錐座 40 か所まで</p> <p>B) 試錐座、トレンチ、補助設備やアクセス道建設等を含める改変エリアは 10ha まで。</p> <p>C) 探鉱坑道全長 100m までとし、脆弱な生態系保護エリア、雨期における水域や泉等の付近に位置しないこと。</p>	<p>カテゴリーI</p> <p>環境影響申告 (DIA)</p> <p>軽度の環境負荷をもたらすプロジェクト</p>
2	<p>以下に該当する探鉱プロジェクト</p> <p>A) 試錐座 40 から 700 か所まで</p> <p>B) 試錐座、トレンチ、補助設備やアクセス道建設等を含める改変エリアが 10ha を超えるもの。</p> <p>全長 100m を超える探鉱坑道、脆弱な生態系保護エリア、雨期における水域や泉等の付近に位置しないこと。</p> <p>C) パイロットプラント</p>	<p>カテゴリーII</p> <p>環境影響概要調査 (EIA-sd)</p> <p>中程度の環境負荷をもたらすプロジェクト</p>

## 添付 I

### 事前連絡 (Comunicación Previa) が適用可能なケース<sup>27</sup>

- A) プロジェクト実行エリア内で、主要設備やアクセス道を含めた補助設備の位置を変更する場合。ただし事前分類のカテゴリ条件に一致すること、既に承認された実行エリアを変更しないことが条件となる。鉱業権者は設備移動先の新たな座標や技術的特徴、新たなアクセスルートを示す地図を提出しなければならない。
- B) 本規則第 39 条に基づき、環境認定書を有する鉱業探鉱プロジェクトの活動工程を最大 6 か月まで延長する場合。
- C) 環境評価手続きで承認された機材総数の範囲内で、緊急時のバックアップやスタンバイ措置のために機材を追加する場合。
- D) 承認済みの座標システムや測地系を他のシステムに変更する場合。ただし、設備の移動を行ってはならない。
- E) 当該エリアの在来種や、承認済みの環境調査に示される植物の利用による生垣の設置や植栽・植林の実施。
- F) 承認済みの別の設備のエリアや改変エリア内に建設された補助設備の移動
- G) 設備の利用を変更する場合。ただし既存設備の安定性や管理対策に影響を及ぼさず、環境管理計画の変更を伴う廃棄物が発生しないことを条件とする。また、承認済みの最終的な設備エリアは変更せず、維持されなければならない。
- H) 鉱物の品位や処理方法の特定を目的とした一時的な試験や実験の実施。この場合鉱業権者は事前連絡と共に本試験・実験の期間をその根拠とともに示さなければならない。
- I) プロジェクトの設備、環境監視・管理活動の改善を目的とする技術の変更、追加、更新。ただし、承認済みの環境監視・管理活動の目的や、水処理システムの変更を伴うものであってはならない。
- J) 不可抗力によりアクセス不可能な場合におけるモニタリング地点の座標の変更。ただし排水許認可のモニタリング地点には適用されない。

---

<sup>27</sup> 今回の改正で追加。56 条の事前連絡制度 (ITS などが必要なく、MINEM に連絡するだけで変更を行える) 適用可能な事例を示す。改正前は 4 つのケースのみ対象だった。

- K)** 承認済みの環境影響調査に計画される設備における、化石燃料や化学物質の保管容量の変更。ただし、同調査の緊急対応策を変更するものであってはならない。
- L)** 試錐座の中のボーリング孔の数、長さ、方位角、傾斜角度の変更。ただし、承認済みの環境影響調査に定められる作業工程や試錐座の数を変更してはならない。
- M)** 承認済みの鉱業活動エリア内の探鉱坑道設計変更。ただし、坑道や斜坑、縦坑、交差坑道などが承認済みの最長・最深レベルを超えない範囲とする。
- N)** 排水処理プラント設備におけるオペレーション上の変更。ただし排水許認可の条件変更を伴わず、排水処理の効率改善による排水内の汚染物質低減のみを目的とすること。
- O)** 探鉱から開発への移行期における、承認済みの環境影響調査に定められる探鉱エリアでの試錐。本規則 66 条 1 項に定められる条件を満たさなければならない。
- P)** 該当するカテゴリーの土地改変エリアを超えない範囲における、プロジェクト実行エリア内のトレンチや内部アクセス路の設置。
- Q)** その他、環境省 (MINAM) による事前合意を得た上で、エネルギー鉱山省 (MINEM) が大統領令により定めるケース。

## 添付 II

(宣誓書)

### DECLARACIÓN JURADA

..... (denominación o razón social de la empresa), identificada con R.U.C. N° ....., con domicilio en ....., distrito de ....., provincia de ....., departamento de ....., debidamente representada por ....., (nombre completo del representante legal), identificado con D.N.I. N° ....., titular minero del proyecto de exploración ....., ubicado en el distrito de ....., provincia de ....., departamento de ....., declaro bajo juramento que:

En el marco de lo dispuesto en el artículo 58 del Reglamento de Protección Ambiental para las Actividades de Exploración Minera, aprobado por Decreto Supremo N° 042-2017-EM, he ejecutado el cierre ..... (total o parcial) de las plataformas y/o componentes aprobadas previamente y he informado de ello al OEFA (número de expediente).

Para ello, adjunto a la presente declaración jurada, un documento que contiene el listado de los componentes cerrados y la certificación ambiental que le corresponde, precisando su ubicación (en coordenadas UTM) e incluyendo fotografías georreferenciadas y fechadas de los componentes cerrados, así como el código de la plataforma.

Asimismo, señalo que me someto a la fiscalización posterior de lo expresado en la presente declaración jurada, de acuerdo al Principio de Privilegio de Controles Posteriores prescrito en el numeral 1.16 del artículo IV del Título Preliminar del Texto Único Ordenado de la Ley N° 27444, Ley del Procedimiento Administrativo General y a lo establecido en el artículo 34 de la misma norma; sin perjuicio de las acciones legales que correspondan.

Lima,.....

.....  
(firma del declarante / representante de la empresa)

## 原著

規則本文

Reguramento de protección ambiental para las actividades de exploración minera, Decreto Supremo N° 042-2017-EM, Edición marzo de 2023

[http://www.minem.gob.pe/\\_publicacion.php?idSector=1&idPublicacion=620](http://www.minem.gob.pe/_publicacion.php?idSector=1&idPublicacion=620)

(2023 年 7 月 5 日参照)

添付 I

Supuestos de Comunicación Previa

[https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092540/ANEXO\\_1.pdf?v=1596154069](https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092540/ANEXO_1.pdf?v=1596154069)

(2023 年 7 月 5 日参照)

添付 II

Declaración jurada

[https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092541/DECLARACI%C3%93N\\_JURADA.pdf?v=1596154069](https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092541/DECLARACI%C3%93N_JURADA.pdf?v=1596154069)

(2023 年 7 月 5 日参照)

## 参考文献

Decreto Supremo que modifica el reglamento de protección ambiental para las actividades de exploración minera, Decreto Supremo N° 019-2020-EM

[https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092539/DS\\_N\\_019-2020-EM.pdf?v=1596154069](https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1092539/DS_N_019-2020-EM.pdf?v=1596154069)

(2023 年 7 月 5 日参照)

Dictan disposiciones para la modificación del Reglamento para el Cierre de Minas aprobado por Decreto Supremo N° 033-2005-EM

<https://busquedas.elperuano.pe/download/url/dictan-disposiciones-para-la-modificacion-del-reglamento-par-decreto-supremo-n-013-2019-em-1773871-2>

(2023 年 7 月 5 日参照)

Decreto legislativo que fortalece el funcionamiento de las autoridades competentes en el marco del sistema nacional de Evaluación del Impacto Ambiental, Decreto Legislativo N° 1394

<https://busquedas.elperuano.pe/normaslegales/decreto-legislativo-que-fortalece-el-funcionamiento-de-las-a-decreto-legislativo-n-1394-1688406-3/>

(2023 年 7 月 5 日参照)